

9月議会（平成15年第3回定例会）堀内英樹の一般質問会議録

平成15年9月16日質問

○議長（吉川米義） それでは、順番に発言を許します。

5番、堀内議員。

（5番 堀内英樹 登壇）

○5番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。5番、堀内英樹です。一般質問をさせていただきます。

さて、21世紀になって2年半、混乱と低迷の幕あけとなっております。しかし、「一隅を照らす」という言葉がございます。こうした動きも見逃せません。昨日、阪神タイガースが18年ぶりにリーグ優勝を果たしました。心なしか皆さん方の顔も大変明るいのではないかといいふうに感じております。また、ボランティアとかNPO、シルバー人材センターなどの新しい住民活動が各分野で着実に広がっております。そのキーワードは「自立」、「共生」、「協働」であります。「共生」、ともに生きる。「協働」、協力して働くです。これらは行政と住民との関係にもそのまま当てはまるキーワードではないかと考えております。こうした住民、時には団体としての多様な活動には、それを支える拠点として、公民館などの広い意味での集会施設が不可欠であります。

ことし6月6日付で文部科学省告示として、公民館設置及び運営に関する基準の全面的な改正が、昭和34年以来44年ぶりに行われたところですが、これまで社会教育法でがちがちに縛られ、時代おくれとなっていた公民館、そのあり方を根本から変えるものであります。全国画一的な基準を定量的に規定していたものを、地域の実情と住民ニーズに合わせた公民館運営へと、大綱化、弾力化を図ったものです。議長の許可を得て、お手元に資料として配付させていただきました。

そこで、大きな項目の1として、公民館、集会所、福祉施設、教育施設等の有効な活用について質問します。

その1、住民や団体が利用できる公民館、集会所、福祉施設や教育施設に関し、それぞれに区分して施設数、床面積、利用可能人員、利用条件、管理形態、設置財源について概要説明をお願いしたい。

その2、公民館等の集会施設利用について次の苦情や不満があるが、どう受けとめておられるのか。必要なときに思うように使用できない。利用料金がまちまちで不公平感がある。

政治活動についての利用制限が極めて不条理である。

その3、利用する住民の立場から、集会施設の有効な活用と適切な運営のため、次の全庁的な見直しを提案するが、所見を述べていただきたい。集会施設の洗い直し（空き教室を含む）、利用についての住民の意向調査の実施、利用規定や条件の再検討、合理的な運営形態のあり方の検討。

以上が大きな項目の1です。

大きな項目の2として、事務事業の現況調査と合併しない場合の財政見通しについて。

その1、7町合併協議のため、各町において1,266項目に及ぶ事務事業の現況調査が行われているが、当町の作業状況について概要説明をお願いしたい。

その2、事務事業の現況調査と総合計画、現行制度を前提に、合併しない場合の10年後の町財政の見通しはどうか。数字を挙げて説明をお願いしたい。

大きな項目の3です。住基ネットの安全性と住基カードの活用について。

その1、8月25日から住基ネットが二次稼働をされたが、安全性の点検結果はどうか。

その2、住基カードが発行されるが、各分野での今後の活用をどのように進められるのか。方針をお伺いしたい。

大きな項目の4です。新たな同和問題への取り組みと、同和対策事業の総括について。

その1、同和問題が転機を迎える中、ねたみによる新たな差別意識が芽生えているが、これをどうとらえておられるのか。

その2、一連の同和対策事業がおおむね終息したのを受け、事業の項目、内容、予算、財源、特例法期限切れ後の取り扱いなどを総括し、文書等で住民にわかりやすく説明することを提案するが、考えを述べていただきたい。

以上が私の質問項目です。

質疑は一問一答でお願いし、再質問は自席で行わせていただきますが、どうぞご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） それでは、最初のところから答弁をよろしくお願いします。

○議長（吉川米義） 教育部長。

○教育部長（田中一夫） まず、①についてお答えします。

公民館、集会所につきましては、中央公民館が1カ所、中央公民館別館が1カ所、分館が9カ所、集会所が2カ所です。

床面積につきましては、中央公民館が992平米、中央公民館別館が198平米、分館の累計総面積が2,612平米です。それと、集会所の2カ所の合計面積が381平米です。

管理につきましては、中央公民館と中央公民館別館が町の管理で、その他の分館及び集会施設につきましては地元自治会委託となっております。

次に、学校施設につきましては、小学校3校、中学校2校の各体育館と運動場が開放施設です。各校の体育館面積につきましては、上牧小学校が1,125、二小が1,052平米、三小が1,000平米、中学校につきましては2,042平米、二中につきましては1,337平米です。運動場は上小が1万3,524平米、二小が7,345平米、三小が8,257平米、上中につきましては9,819平米、二中が2万484平米となっています。

次に、空き教室につきましては、上小が3教室、二小が6教室、三小についてはありません。上中では4教室、二中では6教室の状況です。管理につきましては、当然学校長及び教育委員会です。

それと、町民体育館につきましては、第一体育館、第二体育館の2カ所で、第一が937平米、第二が829平米です。管理につきましては教育委員会で行っております。

以上です。

- 議長（吉川米義） 堀内議員。
- 5番（堀内英樹） 福祉施設はいかがでございますか。
- 議長（吉川米義） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（永井憲一） 回答いたします。

住民福祉部の方で管理しております住民福祉部の生き生き対策課の管理しているところでは、各大字に老人憩いの家を設置しております。まず設置しておりますのが、五軒屋地区、片岡台3丁目に老人憩いの家を設置しております。それから米山台、友が丘、服部、桜ヶ丘、新町、梅ヶ丘地区で設置をしているところでございます。

まず、五軒屋につきましては、床面積が77.46平米、利用可能人員につきましては25名。それから、利用条件といたしましては地区住民となっております。管理形態といたしましては自治会に委託しております。この設置するときの補助等でございますが、このとき県補助で約300万ほどもらっております。

片岡台地区につきましては、117.59平米。それから利用可能人員については36名。それか

ら、管理につきましてはシルバークラブの方へ委託しております。これは県補助として約150万ほどもらっております。

米山台地区につきましては、84.92平米ございまして、利用可能人員につきましては35名程度、管理形態については自治会へ委託しております。これ、県補助として300万程度もらっております。

次に、友が丘地区につきましては、109.31平米ございまして、利用可能人員は70名でございます。管理については自治会へ委託しております。県補助といたしまして400万いただいております。

次に、服部台地区につきましては、218.54平方メートル。可能人員につきましては115名。それから、管理については自治会へ委託しております。財源につきましては、県補助とて500万円をいただいております。

次に、桜ヶ丘地区につきましては、212.44平米。定員につきましては100名程度利用可能でございます。これはシルバークラブの方に委託をしております。県補助といたしまして600万円をいただいております。

それから、新町地区につきましては、これ、大字の方で建築されたかげんで、平方メートルについてはちょっと確認できておりませんが、利用可能人員につきましては35名程度。管理については自治会に委託しております。補助金等については、これはいただいております。

次に、梅ヶ丘地区につきましては、55.05平米。利用可能人員につきましては30名。それから、自治会に委託しております。これも補助金はいただいております。

老人憩いの家等の管理状況については以上のとおりでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 今、公民館、教育施設、それから福祉施設、かなり詳しく報告いただきました。随分たくさん空き教室も含めてございます。にもかかわらず、住民の皆さんから結構苦情とか不満を聞いております。

まず、その前に、公民館でございますが、建設に当たって、先ほどの報告のとおり補助金を使い、条例で10施設を分館としています。その多くが地区集会所として管理また運営され、現実に利用されておる。この実態についてはどのように考えておられるのか。まず、その点からお尋ねしたいと思います。

○議長（吉川米義） 教育部長。

○教育部長（田中一夫） 公民館設置条例の中に、各集会所的なものも含んでおります。これは、通常で言う社会教育法の中での公民館ではなく、地区集会所という扱いで大字に委託をしております。町直接で管理しておりますのは中央公民館、それと別館という形で運用しておる状況です。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） それでは、私、3項目ほど、次の苦情や不満があるが、どのように受けとめておられるかという点を通告させていただきました。順次、必要なときに思うように使用できない、利用料金がまちまちで不公平感がある、3つ目は政治活動についての利用制限が不条理である、この3点でございますが、それぞれについてご答弁をお願いします。

○議長（吉川米義） 教育部長。

○教育部長（田中一夫） 私、去年4月に異動になってきて、それからにつきましては、苦情等については聞いておりません。担当課長の方にも聞いてみましたが、聞いておらないという状況です。恐らく、使用できないときは、事情をご理解していただいているものと理解しておりました。ただ最近公民館の増改築で、通常利用していただいていた文化センターの中の部屋の使用については、いろいろご迷惑をかけているということは確かにあると思います。

今後につきましては、限られた施設ですので、できるだけ有効的に使用していきたいと思っております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 余り苦情とか不満届いてないと、こういうお話なんです、なかなか住民の皆さんの声というのは行政に届きにくいのかなというふうに思います。まず、必要なときに思うように使えないという点は、これは利用規模と施設提供の不適合というか、ミスマッチというか、施設が有効に活用されていないという問題が1つあると思います。それともう1つは、収益事業に対する障壁といいますか、障害がございます。例えば有料でいろんな活動を行う、これを営利活動として規制しているんですよね。そのところなんです、この点はどのように考えておられるのか。いかがですか。

○議長（吉川米義） 教育部長。

○教育部長（田中一夫） 今おっしゃっている営利企業でないといいますと、多分NPO、シルバー人材センター、これ、特定非営利団体ということで、通常の営利ではない。実費をいただくという団体に対しての扱いはどうかということだと思っておりますけども、それにつつま

しては、公民館の設置及び運営に関する基準が全面的に改正されています。その中で、各市町村、自治体に合った大綱的な、また弾力的な運用をなささいということですので、今後、その辺につきましては十分検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） NPOとかシルバー人材、有償ボランティアですね。こうした新しい活動なんですけど、事業とか活動そのものは有料であっても、団体としては非営利であるし、そして広域活動であると、この点が従来にない活動だというふうに私は理解しております。

一例を紹介させていただきますが、住民福祉部長、8月25日の昼過ぎ、私、2000年会館へお邪魔しました。陶芸教室、ドアあいとる。陶芸教室、日ごろなかなか見る機会がないので、どっかからちらっとのぞかしてもらった。そしたら、シルバー人材センターのメンバーが、ブルーシート、つまり青い大きいシートございますね、あれを片づけて一生懸命掃除してはるわけですね。「何ですか」って聞いて聞いたら、「実は障子張りの作業が終わって、その後片づけをしています。きれいにしとかなないと」ということで、場所借りなんですね。それも非公式に借りられた。この光景を私見たときに、皆さん、ご記憶かと思いますが、塩川正十郎財務大臣がことしの2月に衆議院の委員会で、「すき焼きとおかゆ」という例えを出したことがある。「すき焼きとおかゆ」、これはピンときりの話を彼独特の言い回しで例えたんですが、連想しました。この陶芸教室を決して私悪玉扱いするつもりありません。しかし、この落差ですね。この落差をどのように受けとめておられるのか。ちょっとご感想をお聞きしたいんです。いかがですか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） 今質問していただいた趣旨、ちょっと理解できないところがあったんですけども、シルバー人材センターの方が許可申請をしないで使われることを問題にされているのか、それとも掃除の仕方、例えばシルバー人材センターが使われた後、きれいに掃除されたらと。その辺、ちょっと理解できなかったんで、ちょっとお願いします。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 端的に言いますと、要は、シルバー人材センターが障子張り作業をする場所がない。だから、やむなく広くあいている陶芸教室を使わせていただく。これ、非公式に使っておられたと。どなたか恐らく目つぶられたんでしょう。この現実なんです、私申し上げているのは。簡単で結構です。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） どのような状況であっても、2000年会館の管理につきましては、いわゆる設置条例、施行規則等も町は設けておりますので、使用する場合には必ず2カ月前から前日までの間に申請をし許可を得るということ、これは鉄則でございますので、結局、公的なそういうシルバー人材センターだったとしましても、当然申請をしていただいて利用していただく、これがまず原則だろうと思います。

また、そこでそういう障子張りをされる場所がちょっとなくて困っておられたのかと思うんですけども、なかったにしても、やはり使っていただく以上は管理規則に基づいて申請をしていただくと、それが原則だろうと思います。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 私、手続とか規則の問題を言っているんじゃない。それだけ申し上げて、次行きます。

政治活動についての利用制限が不条理であると申し上げました。これ、社会教育法第23条に、公民館の運営方針、その第2号に「公民館は次の行為を行ってはならない」と書いてあります。ちょっと読みます。「特定の政党利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること」、極めて具体的に書いてある。で、上牧町の場合、公民館設置条例ありますが、この種の件に関しては集会所管理運営要綱があるだけなんです。その第5条に「使用の制限」というのがある。そして、その2番目に、集会所の使用を許可しない条件の2番目に「政治的、宗教的活動もしくは営利を目的とするとき」とだけ書いてある。これは明らかに法の趣旨を曲げた拡大解釈での運営であって、単に政治的とだけ、あいまいな規定に終わっている。この点は、公民館に関してどのように、これは公民館だけじゃなくて、ほかの、集会所管理運営要綱ですから、ほとんどに当てはまる。これだけしかないと、利用目的に関してという説明を受けておりますが、いかがでございますか。

○議長（吉川米義） 教育部長。

○教育部長（田中一夫） 政治活動についての利用制限につきましては、社会教育法の第23条の中の運営の方針ということで、基本的なことはうたわれております。それと、地方自治法の244条の公の施設という中でもうたわれております。これらの法で言う政治活動の定義づけは大変難しいところがあります。それにつきましては、今回の公民館設置及び運営の中にもそれを主としてうたわれております。その部分につきましては、法の趣旨を十分周知した上で許認可については考えていきたいと思っております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 法の趣旨を十分踏まえてと、こういう答弁でございますが、それと、ちょっとつけ加えますか、佐賀県中原町中央公民館の使用制限に関する佐賀地裁判決というのが、平成13年11月22日に出しております。事件としては使用料の損害賠償なんですけども、公民館での政治活動を一概に禁止することは違法である、そういう趣旨の判決が出た。結果は、中原町が上告せずに、これは確定しています。資料でまた差し上げたいと思います。

もう1つ、政治活動に関して問題があると私申し上げたいのは、分権一括法で地方自治法が改正されました、平成12年に。ご存じですね。その地方自治法の条例を必ず定めなさいよと言われている条件に、上牧町のこの公民館設置、それから集会所管理運営要綱、この条件を満たしていない。つまり、違法状態で今日まで放置されているということです。特に、地方自治法14条第2項にどういうことを書いてあるか。「普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と書いてある。条例をつくらないかん。ところが、もう既に3年半ですね。12、13、14、3年半経過しても現状である。この件についてはどのように考えておられますか。

○議長（吉川米義） 教育部長。

○教育部長（田中一夫） 今、公民館設置条例の中での言われている法人に対してもうたわれてないことなんですけども、公民館設置条例につきましては、基本的なものだけしか確かにならないうたっておりません。おっしゃるように、今回の全部改正、設置条例についても、今後十分検討していきたいと思っております。

それと、集会施設につきましては、本当に基本的なものだけで、これは社会教育法も直接は縛りはないということで、あえて社会教育法の23条をうたっていると。設置条例につきましては、直接縛りがありますので、その辺をうたっていなかった。それと、今おっしゃっている細かい条例の改正につきましては、今後十分検討していきます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 条例の改正を検討していきたいということですが、ぜひ取り組んでください。

そして、3番目に私書かせていただきました。何を検討してほしいか。つまり住民の立場から、この集会施設の有効な活用と適切な運営のため、全町的な見直しをお願いしたいと申し上げました。集会施設の洗い直し、これは空き教室を含めてですね。それから住民の意向調査の実施、利用規定とか条件の再検討、先ほど答弁ありました。それから、合理的な運営形態についても検討してほしい。これは取り組むという答弁でございますから、それ以上申

し上げませんが、きょうお配りしたこういう資料、ちょっとお配りさせてもらいました。これの5ページでございますが、一番右端に2と書いてありまして、「公民館はその対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする」というふうに書いてあります。これはどういうことかということ、住民の立場で一体的な活用を図れというのが趣旨だと思います。この点は文部科学省にも照会しました。

そこで、具体的にご提案しますが、住民参加による見直しを半年でやっぱりやっていただきたい。そして、半年後に中間試案を取りまとめて公表してほしい。そして、意見公募、つまりパブリックコメントとも言っておりますが、利用者の意見を聞いてほしい。そして結論を出して、1年後には条例化をぜひ進めてほしいというふうに私は考えておりますが、町長、いかがですか。ぜひお願いしたいんです。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） 今、教育部長が先ほどから答弁しておりますとおり、やはりいろんな法のあれがあると思いますので、当然それも含めて、これからはいろんな方法で公民館は住民の皆さんが利用しやすいような方法でやっていきたいと。これは、あくまでもうちの場合は自治会との契約がありまして、ほとんど管理運営は自治会の方に任せておりますので、そちらの方にもまたいろんな方法で指導をしていきたいと、こう考えています。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） せっかくある施設でございますから、できるだけやっぱり住民の皆さんにも有効に活用していただいて、そして住民の皆さんのニーズに合った形で、運営も含めてぜひお願いしたいと思います。

次に参らせていただきますが、大きな項目の2でございますが、事務事業の現況調査と合併しない場合の財政の見通しについて、よろしくをお願いします。

○議長（吉川米義） 企画創生部長。

○企画創生部長（岡山喜芳） まず、1番の事務事業の現況調査のスケジュールについて説明いたします。

当町におきましては、7月の中旬から8月にかけて、事務事業の個別調査表を策定いたしました。現在、合併事務局におきまして事務事業ごとの各情報を整理し、比較検討できるように事務事業現況調査を行っております。その後、専門部会、分科会において各事務事業を調整、一元化に向けた課題等の整理を、来年の3月に向けて作業を行う予定でございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） この事務事業の見直し、1,266項目ということで合併協議会でも説明ございました。随分あるんだなあと私も実は驚いたわけです。職員の皆さんには日ごろの住民サービスの業務をこなしながら、しかもこの合併協議に伴う事務事業の調査ですから、これは今までにないプラスアルファの作業なんでね。しかも恐らく町役場始まって以来の、言えば仕事の棚卸しですから、大変な作業だろうと思いますが、ぜひきちっと進めていただいて、これ、単に合併協議だけじゃなくて、今後、合併する、あるいはしないにかかわらず、これからの住民サービスをどうしていくのか、財政をどうするのか、あるいは事業をどうしていくのか。いろんなところにかかわる見直しの貴重なデータだと思うんで、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは、次の合併しない場合の10年後の財政の見通し、数字を挙げて説明してほしいと通告させていただきましたが、いかがですか。

○議長（吉川米義） 総務部長。

○総務部長（松浦義弘） 10年後の見通しでございますが、町といたしましては、今のところ独自でシミュレーションやっております。ご存じのとおり、合併協議会の中で、平成14年度を基準にして36年度までの合併をしない場合の財政見通しを各町で作成しているところでございます。町といたしましても、先般も各部長に寄っていただき、最終的な事業等の打ち合わせも今行っているところです。それにつきまして、10月ごろに大体答えが出てくるんじゃないかと思っております。数字とおっしゃっていただけますが、今のところは回答できません。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） ことしの平成14年度の決算について監査報告が行われております。その中でも、財政の建て直しは緊急の課題であるという指摘がありました。当然この問題というのは、従来からもたびたび財政を本当に改革するつもりでやらなきゃいけない、経営改革必要なんじゃないですかということを、私もこの席で繰り返し繰り返し申し上げてきたわけですが、現在まだそこまで至ってない、この10月ごろには数字を出したいというお話でございます。ぜひきちっとしたものを出していただきたいと思っております。

それと関連して、もう1つお聞きしたいんですが、合併協議会でも合併した場合のシミュレーション、当然やるわけですね、この事業の見直しを。つまり7町全部集めて。そして当然合併特例法に基づくいろんな優遇策を含めてやるわけですが、これとのかかわりというの

は、これはどなたにお聞きしたらいいですかね。企画創生部長、いかがですか。

○議長（吉川米義） 企画創生部長。

○企画創生部長（岡山喜芳） 合併協議会の中でこれから進めていく課題の一つだと思っております。今財政部長が申しましたように、各町でそれぞれシミュレーションを行っていただいておりますので、7町を寄せた場合に、こういう形になるという報告性ですね、協議会の中で何らかの形でまた出てくるものだと思っております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 合併協議会でも作業を進め、各町でも作業をして、それを何らかの形でやはり突き合わせも必要でしょうし、また、本当にこの合併の是非を考える場合、合併しない場合の財政の見通し、それから合併する場合と比べてどうかと。その損得だけで結論を出すべきではないと、私は基本的に考えています。ただ、そうは言うても、この財政の見通し、住民の皆さんの立場から考えますと、行政サービスの負担と給付、これがどうなるかということに直接かかわってくるわけです。したがって、当然合併を可とするか非とするか判断する一つの要素であるのは間違いないので、ただ、基本的な合併の観点というのは、私はやはり高齢・少子、人口減少時代、これに対してもっと長期的・多面的な視野から判断するのが筋だと思っておりますが、やはりこの財政の見通し、シミュレーションの結果というものが常に議論の対象にもなりますし、またマスコミでもよく取り上げておりますので、できるだけ住民にもわかりやすい形で、なるべく早くすっきりした形で公表していただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（吉川米義） 企画創生部長。

○企画創生部長（岡山喜芳） 委員会の方へはそのように働きかけたいと思います。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） よろしく願いいたします。また、私も議会からの合併協議会の委員として参画させていただいておりますので、合併協議会の場所でもその点はまた申し上げたいというふうに思っております。

それでは、大きな項目の3つ目の住基ネットの安全性と住基カードの活用について。8月25日から住基ネットが二次稼働をされたが、安全性の点検結果はと、このところを答弁よろしく願います。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） 回答いたします。

8月の25日から二次稼働されました住基ネットの安全性の点検結果報告について、住基ネットワークシステム等、既存住基システム間の接続状況、またセキュリティ対策について、事前調査が行われたところでございます。

調査内容として、特に重要項目として7つの項目がございました。そこで、この点検のいわゆる区分といたしまして、0、1、2、3、という区分に分けられておりました。0が該当しない、1が整備していない、2が整備している、3が運用しているという区分に分けられておりましたが、この上牧町の場合、重要点検の7項目につきまして、すべて3として報告することができました。

以上です。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 上牧町、すべて7項目について3だと、非常に高いレベルであったと思います。それはもう信じるしかないんでね、我々としては。8月8日に、今部長から答弁がございました件について、総務省住基ネット調査委員会というのが総務省の中にございます。これが新聞発表しています。全市町村で重要7項目について、全国市町村がすべてクリアしたと発表したけれども、当然この中に、先ほど部長の7項目、総務省から示された。これは極めて技術的な問題がほとんどでございます。したがって具体的な内容には入りませんが、当然その中に町からの報告というのは含まれているんだと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） はい、そのとおりでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） この住基ネットに関しては、総務省も周りから、国民の皆さん、あるいは住民の皆さんからもいろんな疑問が出る。またマスコミからも出るということで、こんなパンフレットが、利用者の皆さんが住基ネットを理解するためのQアンドA、これも窓口においてございます。たくさんいろんな疑問があるんですが、2点だけ。時間の関係もございますので、2点だけここでは絞ってお聞きします。

まず、従来からの説明で、上牧町の住基ネットはコンピューターの、つまり町でもいろんなコンピューターを使っているけれども、そういう体系からは全く独立したものであると、したがって、市内のLAN、つまり市内でのいろんなコンピューター同士をつなぐそういう系統からは外れているんだという点が1点。それから、外部からの侵入防御、先ほど部長か

ら答弁があった1項目ですが、外部から侵入防御は万全であると、こういうふうの説明を聞いておりますが、今もってその点の説明に何ら変更ございませんか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） 今お尋ねの2点でございますが、上牧町の住基システムから、いわゆる住基ネットワークへ接続しておりますCSEと言われますコミュニケーションサーバー、これに接続している回線につきましては専用回線で接続しておりますので、外部から既存の住基システムに侵入してくるということは不可能でございます。また、住基のいわゆるシステムからコミュニケーションサーバーに情報を流しておりますが、その間にはファイアウォールと言われます進入検出装置などを設置されておりますので、それをくぐり抜けて逆に住基システムに入ってくると、こういうことも防いでいるわけでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） システムというか、コンピューターの設備としてはパーフェクトであっても、問題は、職員が不正をやったら何もならない。これは人間がやることです。今までの答弁は機械の話。つまりコンピューターの装置に関してどうだと。これは安全だろうと。ところが、幾ら安全なコンピューターであっても、職員が故意、もしくは故意でなくても、不作為であっても、不正をやった場合、何にもならない。どのような対策が行われているのか。行われてきたのか。現在行われているのか。幾つかお聞きします。識別カード、それから操作履歴、それから職員の意識づけとか意識改革、それから罰則規定、この4つお尋ねしますが、簡単で結構です。それぞれについて、どういうふうに処理しようとしているのか。いかがですか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） もちろん、これは一応住民課の方で担当しておりますが、住民課のどの職員がそれを扱えるのか。そのカードを所持している者しか扱えないわけでございます。その職員ごとにパスワードも設定しておりますので、どの職員が、それが2番目に聞かれました履歴ですね、これにも関係するんですけども、どの職員がいつ、どういう作業をしたか、これ、コンピューターに必ず履歴が残るようになっております。それで、どの職員がどういう操作をしたかというのは、必ず、これ、確認できるシステムになっております。

また、職員の意識でございますが、当然これはいわゆる個人情報保護に関する仕事を扱っておりますので、担当課の方からも職員に対して、常々そういう申し渡しをしているところでございます。

また罰則につきましては、住基法また個人情報保護条例等によって罰則等も大変重い罰則が設けられておりますので、問題はないかと思えます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） それじゃ、次へ参らせていただきますが、住基カードの件なんですけど、町長、住基カードを申請されましたですか。なさいました。

○町長（杉田重雄） もらいました。

○5番（堀内英樹） もう来ていますか。やっぱりさすが町長。これ、私の現物です。8月25日に申請させていただいたんですかね。3週間ぐらいかかるとおっしゃっていたんですが、先週来ましたよということで、いただきました。身分証明証にもなりますので、よく郵便局あたりへ荷物をとりに行ったとき、免許証いうて提出を求められて、コピーさせられるんですよ。コピーしますよと。あれ、けしからん話でね、いつも憤慨しておったんですが、これだったら提示するだけで、立派な身分証明証ですから、済むと思いますし。で、ここにこういうキラキラッと光る1センチ5ミリ四方ぐらいの金色のあれがあるんですが、これはICチップいうて、ここにたくさんの容量が入るし、それから、2万語ぐらいと言われていますが、外からもここへは入り込めないと。言わばこのチップというのは、一種の小型コンピューターだというふうに理解してもいいんじゃないかと思うんです。この活用なんですけど、この活用、これはどのように進めようと考えておられるのか。その点はまず担当部長の方から、ちょっと考え方を聞かせていただけませんか。

○議長（吉川米義） 総務部長。

○総務部長（松浦義弘） 今後の活用についてでございますが、確かに条例化することによってさまざまな利用が可能となっております。全国的に見ても、条例化している市町村もあるようですが、町といたしましては、今のところ予定はしておりません。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） この住基カードを住民課の方でお聞きしましても、まだわずかですということで、まだまだ一般に知られていないというところだと思うんです。しかし、今部長から答弁がありましたように、住民基本台帳法の中で、市町村長その他の執行機関は、住民基本台帳カード、住基カードですね、条例の定めるところにより条例に規定する目的のために利用することができる。つまり、条例で定めればいかにもできますよと。総務省も15項目ほど住基カードの例示しております、活用についてですね。今後恐らくこの住基カードというものは、電子自治体あるいはいろんな電子申請そのほかの、将来見れば必ず大きなインパ

クトになるというのは間違いないので、今のところ予定しておりませんと言わずに、部長、ぜひ将来を見越してやっていただきたいなと思うんです。前回、去年取り上げましたときに、町長は、私は機械が嫌いやとっておっしゃっていたんですけど、町長、そう言わずに、これも時代の流れだし、使い方によっては、きちっとガードしながら使えばこんな便利なものないし、いろんな展開が考えられるんです。

1つだけ、私、提案します。この総務省から出ている中で、15活用事例あります。一々ここで読み上げませんが、その中で14番目に、地域通貨電子福祉チケットのサービス、こういうのがあるんです。これは私、注目すべきだと思っているんです。ボランティアとか奉仕活動の動機づけとして一定のポイントを発行する。つまりポイントカードとして、例えば、1時間奉仕すれば500円をポイントとしてあげましょと。当然これは人や世代によってできること、あるいはしてもらいたいこと、この受け渡し、あるいは、これは当然地域の活性化にもつながるわけですね。武田議員からも地域通貨の話出ておったようですから余り詳しく入りませんが、それとか、町が行う有料サービスの割引にも使えるんじゃないかなと、このポイントカードはね。ポイント制度はですね。それからまた、地域やグループでポイントを集めて、それに対して、補助金制度を見直した上で補助金を支給するという方法だって考えられる。これは少し先言いますが、今の団体に対する補助金という、こういう制度をやはり一度見直して、こういう住民の活動に対して、あるいはグループに対して、ボランティアとか奉仕活動に対して、その動機づけのためにも補助金を支給するというふうに変える。また、地域を対象にしてやるということだってできるわけで、その点はぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、この点は、部長、いかがですか。

○議長（吉川米義） 総務部長。

○総務部長（松浦義弘） 今堀内議員がおっしゃっていただいたように、先ほども申しましたように、いろんな利用のあれがございまして、町といたしましても、今現在は考えておりません。

ただ、いろんな今後やっぱり慎重に検討した上で考えていかなければならない部分も出てくるんじゃないかということは理解しております。ただ、今の段階では、先ほど申し上げましたように、予定しておりませんということでございまして、また上司ともいろいろ各分野で検討していただいて、今後の検討課題として聞かせていただいております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 今までにない新しい道具ですから、すぐとは申しませんが、ぜひ取り組

んでいただきたいと思います。

それでは、大きな項目の4番目に参ります。新たな同和問題への取り組みと同和対策事業の総括について。

その1として、同和問題が転機を迎える中、ねたみによる新たな差別意識が芽生えているが、これをどうとらておられるのか。答弁をお願いします。

○議長（吉川米義） 教育部長。

○教育部長（田中一夫） ねたみにつきましては、過去の劣悪な生活実態を改善するために行われた同和対策事業の趣旨を十分理解せずに、法期限内で行われた措置に対して、現在も継続しているような推測で起こっているかのように思います。このような事象につきましては、同和問題を正しくとらえていないあらわれだと思えます。

今後も同和対策事業特別措置法の制定までの背景にあった人権の侵害に伴います差別、偏見についても、継続して人権教育で理解していただくように、行政、学校、地域、連携して努力していきたいと思えます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 今も同和対策事業の話出ました。上牧町でも、これは決算に関する資料として私お願いした中で提出いただいたんですが、昭和60年から平成15年度まで19年間にわたり、小集落地区改良事業ですね、これはハード事業でございますが、総事業費、つまり人件費とか経費を含めて、これは決算資料から拾った数字でございますけれども、総事業費286億円。それから地区改善対策費、これについてはちょっと資料をいただけなかったので、事業費等不明でございますが、ソフト事業も含めて行われた。その結果、地区の様子とか暮らしぶり、この20年近くの間に一変した。大きく変わった。この経緯を知らない若い世代ですね。最近入居されたり、あるいは今30代あるいは40代になられた人たちを中心に、逆差別意識というのが私広がっているように思うんです。これはいろんな機会に聞きます。

先日来、7、8月でございますが、今まで地区別懇談会と言われていた人権学習、ことしは「出会いに学ぶ人権教育懇談会」というふうに名前も変わって、ことしに関しては、上牧中学校区内の8カ所で開催されました。このうち私も7カ所にお邪魔したんですが、その中でもやはりこの種の話があった。少し具体的に言いますと、同級生の親同士、私らの方がどちらかといえばいろんな形で不利な扱い受けてるわねという言い方。それから、皆さん新聞ごらんになったと思えますが、8月26日だったと思えます。奈良新聞に報道しました。橿原の市議会が有権者を対象に合併問題のアンケートをやった。これは賛否を問う話です。その

中で自由意見欄があつて、地区改良事業について優遇し過ぎである。先ほど申し上げた地区改良事業ですね。小集落地区改良事業のことです。逆差別になっているなどの意見があつた。こういうふうに報じられました。

教育長、ねたみによる差別というのは、私はやっぱり新しいタイプの差別じゃないかなと。先ほど部長からも答弁ありましたように、どうしてこういう大きな同和対策事業が国を挙げて行われたのかということについて理解されない世代の方々、あるいはまたその理解不足からくるそういう差別ですね。これは新しいタイプの差別だと私考えています。ですから、差別発言とか落書き、今インターネットの落書きが随分問題になっています。それと違って、ねたみ意識による差別というのは、やはりどうも心の中に潜伏してしまうという、極めてたちの悪い私差別意識だというふうに思っています。古いタイプというのは、戦前あるいは戦中そして戦後の極めて厳しい環境、経済状況の中に置かれた同和地区に対しての古い世代からのすり込みによる差別、そういうものがあつたと思うんですが、これとはちょっと基本的に違うように思うんです。その点、新しいタイプのねたみによる差別というものについて、教育長はどのように受けとめておられるのか。あるいはまた、どのように取り組もうと考えておられるのか。ご答弁をお願いします。

○議長（吉川米義） 教育長。

○教育長（奥田悦夫） 今お述べの同和問題にかかわりましてのご質疑でございますけれども、やはり法期限で、法が終わればこの問題は終わったんだというとならえ方が、余りにも一般的とならえ方がされている。これは事業が終わっただけであつて、やはり人権問題、同和問題を抱える。今後人権問題としてとらえ切っておらない。例えば、今一番大きな北朝鮮に対する拉致問題、これほど大きな人権問題はないと思うんです。それ以前に同和問題を国民的課題として国を挙げての施策であつたわけですが、やはり一定の改善は見られたものの、今おっしゃるような新たな差別、ねたみ、またはインターネットによる差別等々が起こつてまいります。だから、各学校を通じまして、今一度、人権教育の大切さ、また行われたその背景、また、今ある新しいねたみ等々を十分理解し得るような形の教育を継続的に行つていかなければならないんじゃないかと、かように考えております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 教育長にお尋ねしましたのは、人権教育推進の事務局の長でいらつしゃるという意味でもお尋ねしたわけでございます。学校に限らずですね。

最後の、ぜひこの事業をこの機会に総括して、文書等で住民にわかりやすく説明すること

を提案するがと具体的に申し上げましたが、この点についてはいかがですか。

○議長（吉川米義） 企画創生部長。

○企画創生部長（岡山喜芳） 今おっしゃっておられます事業につきましてのことでございますけれども、これにつきましては、これまで特別委員会、予算、決算などで十分に説明をさせてもらっております。この時期において総括して報告しろという話でございますけれども、私たちはこれまで十分に説明してきたものだと理解しておりますので、それ用に特別に報告するつもりはございません。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 部長、先ほど来の新しいねたみによる逆差別意識という問題提起を申し上げた。これはやっぱり今のある状態だけを見て出てくる話なんで、若い世代ですから、きちっと説明すればわかる、必ず。私は確信しています。そういう意味で、いやいや、新たに説明するつもりないんやとおっしゃらずに、ぜひ取り組んでいただきたい。

それから、あと3分というペーパーが参りました。これは強く要望しておきます。

そして、これは通告にございませんので、町長、答えていただかなくても結構なんです、上牧町立図書館の設置条例出ております。図書館の役割として、郷土資料及び行政資料の整理というのがあります。町長も多分学校で習われたんじゃないかと思いますが、亡くなられた松浦勇太郎さん、この方から私いろんな話をお聞きしました。同和教育というのは上牧が発祥の地であると繰り返し話されて、その言葉がいまだに私残っています。戦後間もなく、北上牧地区の子供たちに長期欠席が圧倒的に多く、弁当を持ってこない児童生徒が多数いた。そこで、教師の手によって、その原因調査と改善対策へ取り組みが始まったのが原点だと。同和教育の原点だというお話でございました。これが京都とか高知の取り組みと合流して大きなうねりになった。それが一連の同和対策事業にもつながったというふうに理解しております。

図書館としても、要望だけしておきます。ぜひこの同和教育が上牧町が原点であるよとおっしゃっている松浦さんの持っておられる周りの、あるいはまた伝承記録も含めてで結構でございます。ぜひ取り組んでいただきたい。これを最後に要望して、私の一般質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉川米義） 以上で、5番、堀内議員の一般質問を終わります。